

学校における働き方改革

教職員が心身ともに健康で、指導力を発揮できるよう、次のような取り組みが大切とされています。

- ①業務量の適切な管理
- ②健康及び福祉の確保に向けた取り組み
- ②元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりの推進
(参考：兵庫県教育委員会 令和5年度指導の重点 P45)

そこで、次のことにつきましてご理解とご協力をお願いします。

◎教職員の勤務時間は次の通りです。

- 勤務開始時刻 8：05 ○勤務終了時刻 16：35
- 休憩時間 13：00～13：15の15分間
 15：45～16：15の30分間

◎毎週金曜日は定時退勤日、ノー会議デー（18：00までに退勤する）
としています。

◎時間外については、留守番電話対応（メッセージ電話対応）を行っています。
御用の方は、7：30～17：30の間にご連絡願います。
（長期休業期間は、8：05～16：35の間にご連絡願います。）

◎欠席連絡等は、さくら連絡網（さくらメール）でも対応しております。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いします。